

成年後見関係事件の概況

—令和6年1月～12月—

最高裁判所事務総局家庭局

本資料は、令和6年1月から12月までの1年間における、全国の家庭裁判所の成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の処理状況について、その概況を取りまとめたものである。

以下の数値は、いずれも当局実情調査の結果に基づく概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。また、各項目別割合は、原則として、小数点以下第二位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合及び小計として表示されている比率と一致しない場合がある。

なお、前年以前の数値について、所要の訂正を行うことがあるため、過去の概況において掲載した数値と一致しない場合がある。

令和7年3月

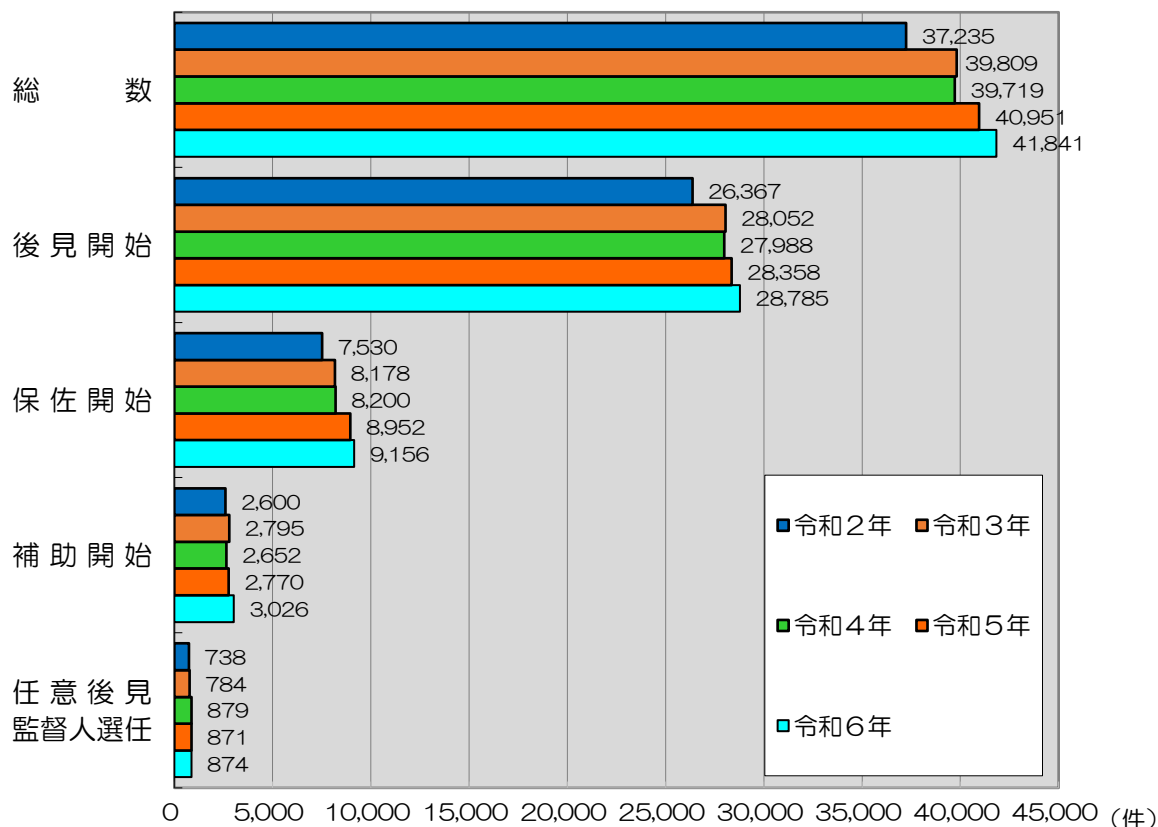
目 次

1	申立件数について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 （資料1）過去5年における申立件数の推移
2	終局区分について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 （資料2）終局区分別件数
3	審理期間について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 （資料3）審理期間別の割合
4	申立人と本人との関係について・・・・・・・・・・ 4 （資料4）申立人と本人との関係別件数・割合 （資料5）申立人と本人との関係別件数 （家庭裁判所管内別総数、市区町村長申立件数・割合）
5	本人の男女別・年齢別割合について・・・・・・・・ 6 （資料6）本人の男女別・年齢別割合 （参考資料）開始原因別割合
6	申立ての動機について・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 （資料7）主な申立ての動機別件数・割合
7	鑑定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 （資料8）鑑定期間別割合 （資料9）鑑定費用別割合
8-1	成年後見人等と本人との関係について・・・・・・・・ 10 （資料10-1）成年後見人等と本人との関係別件数・割合 （参考資料）成年後見人等の候補者について
8-2	成年後見監督人等が選任された事件数について・・ 12 （資料10-2）成年後見監督人等が選任された件数、 成年後見監督人等の内訳・割合
9	成年後見制度の利用者数について・・・・・・・・・・ 13 （資料11）成年後見制度の利用者数の推移

1 申立件数について（資料１）

- 成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の申立件数は合計で41,841件（前年は40,951件）であり、対前年比約2.2%の増加となっている。
- 後見開始の審判の申立件数は28,785件（前年は28,358件）であり、対前年比約1.5%の増加となっている。
- 保佐開始の審判の申立件数は9,156件（前年は8,952件）であり、対前年比約2.3%の増加となっている。
- 補助開始の審判の申立件数は3,026件（前年は2,770件）であり、対前年比約9.2%の増加となっている。
- 任意後見監督人選任の審判の申立件数は874件（前年は871件）であり、対前年比約0.3%の増加となっている。

（資料１） 過去5年における申立件数の推移



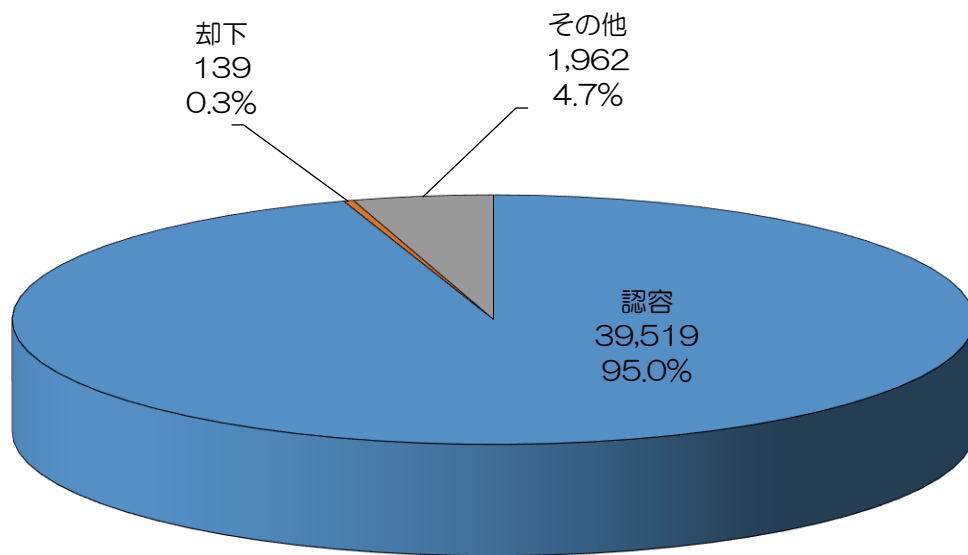
（注） 各年の件数は、それぞれ当該年の1月から12月までに申立てのあった件数である。

2 終局区分について（資料2）

- 成年後見関係事件の終局事件合計41,620件のうち、認容で終局したものは約95.0%（前年は約95.4%）である。

（資料2） 終局区分別件数

	既済 総数	後見開始			保佐開始			補助開始			任意後見監督人選任		
		認容	却下	その他	認容	却下	その他	認容	却下	その他	認容	却下	その他
全国	41,620	27,362	68	1,299	8,599	32	383	2,827	13	162	731	26	118



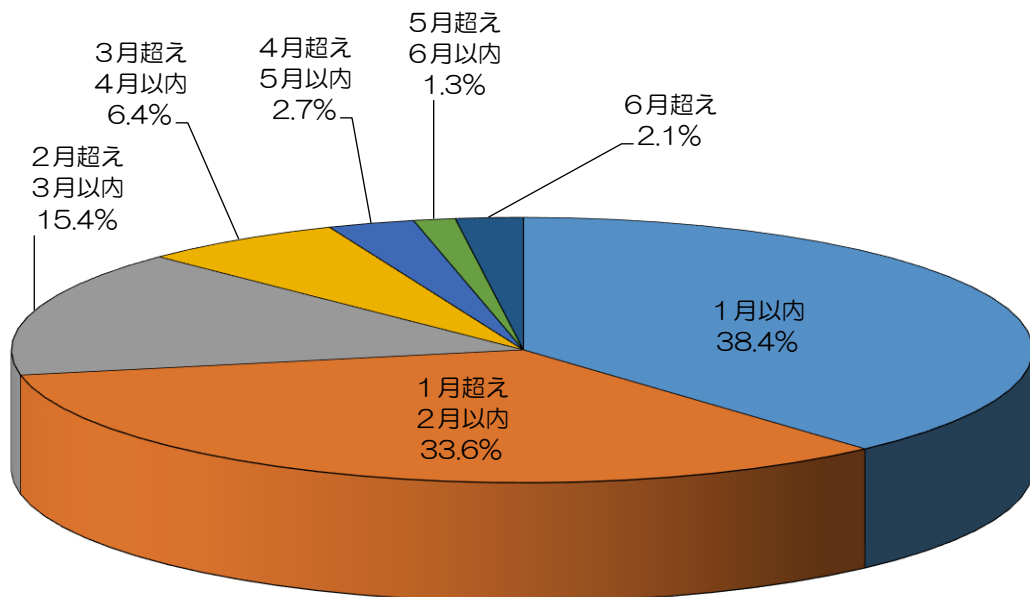
（注1） 令和6年1月から12月までに終局した件数である。

（注2） その他には、取下げ、本人死亡等による当然終了、移送などを含む。

3 審理期間について（資料3）

- 成年後見関係事件の終局事件合計41,620件のうち、2か月以内に終局したものが全体の約72.0%（前年は約71.8%）、4か月以内に終局したものが全体の約93.8%（前年は約93.7%）である。

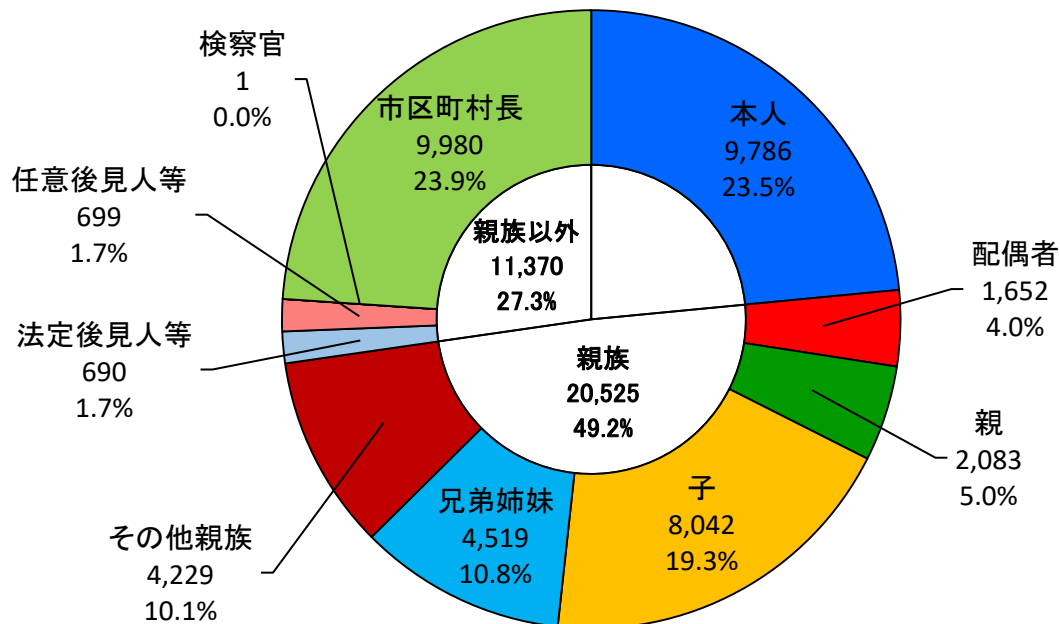
（資料3） 審理期間別の割合



4 申立人と本人との関係について（資料4、5）

- 申立人については、市区町村長が最も多く全体の約23.9%を占め、次いで本人（約23.5%）、本人の子（約19.3%）の順となっている。
- 市区町村長が申し立てたものは9,980件で、前年の9,608件（前年全体の約23.6%）に比べ、対前年比約3.9%の増加となっている。

（資料4） 申立人と本人との関係別件数・割合



（注1） 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。

（注2） 申立人が該当する「関係別」の個数を集計したもの（41,681件）を母数としている。1件の終局事件について複数の申立人がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、終局事件総数（41,620件）とは一致しない。

（注3） その他親族とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く、四親等内の親族をいう。

(資料5) 申立人と本人との関係別件数
(家庭裁判所管内別総数、市区町村長申立件数・割合)

管 内	総 数	うち市区町村長申立て	
		件数	割合
東 京	5,049	1,421	28.1%
横 浜	3,381	690	20.4%
さいたま	1,788	477	26.7%
千 葉	2,019	486	24.1%
水 戸	543	173	31.9%
宇 都 宮	398	130	32.7%
前 橋	506	92	18.2%
静 岡	1,313	323	24.6%
甲 府	293	83	28.3%
長 野	533	157	29.5%
新 潟	993	193	19.4%
大 阪	3,623	606	16.7%
京 都	1,444	163	11.3%
神 戸	2,239	284	12.7%
奈 良	506	112	22.1%
大 津	502	80	15.9%
和 歌 山	285	63	22.1%
名 古 屋	1,574	414	26.3%
津	477	79	16.6%
岐 阜	345	99	28.7%
福 井	281	76	27.0%
金 沢	457	153	33.5%
富 山	501	97	19.4%

管 内	総 数	うち市区町村長申立て	
		件数	割合
広 島	951	240	25.2%
山 口	474	127	26.8%
岡 山	977	337	34.5%
鳥 取	196	55	28.1%
松 江	207	55	26.6%
福 岡	1,741	265	15.2%
佐 賀	269	57	21.2%
長 崎	411	61	14.8%
大 分	285	52	18.2%
熊 本	540	221	40.9%
鹿 児 島	473	147	31.1%
宮 崎	480	177	36.9%
那 覇	567	139	24.5%
仙 台	324	100	30.9%
福 島	370	140	37.8%
山 形	263	106	40.3%
盛 岡	333	102	30.6%
秋 田	198	59	29.8%
青 森	482	208	43.2%
札 幌	1,077	220	20.4%
函 館	163	55	33.7%
旭 川	297	28	9.4%
釧 路	328	143	43.6%
高 松	268	75	28.0%
徳 島	309	120	38.8%
高 知	266	89	33.5%
松 山	382	151	39.5%
総 数	41,681	9,980	23.9%

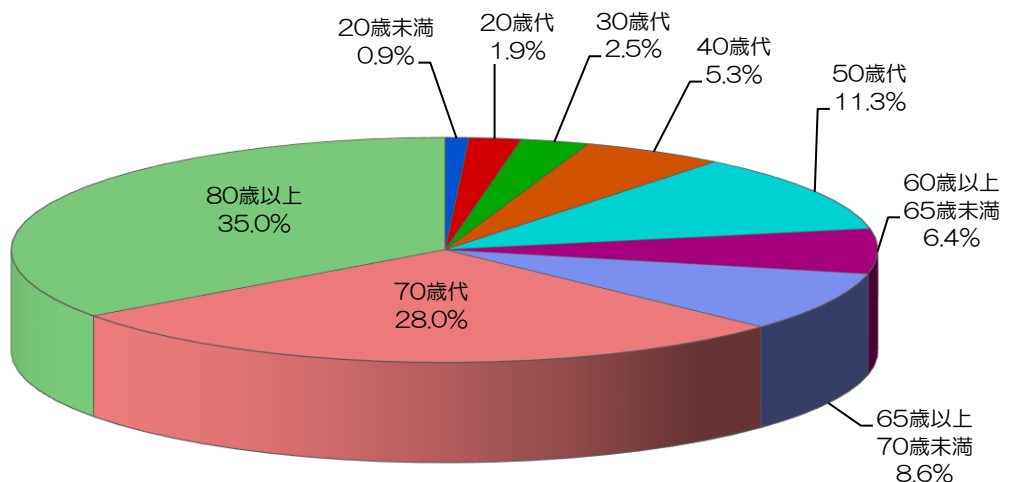
- (注1) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。
- (注2) 申立人が該当する「関係別」の個数を集計したものであり、1件の終局事件について複数の申立人がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、終局事件総数(41,620件)とは一致しない。
- (注3) 市区町村別の申立件数については把握していない。

5 本人の男女別・年齢別割合について（資料6）

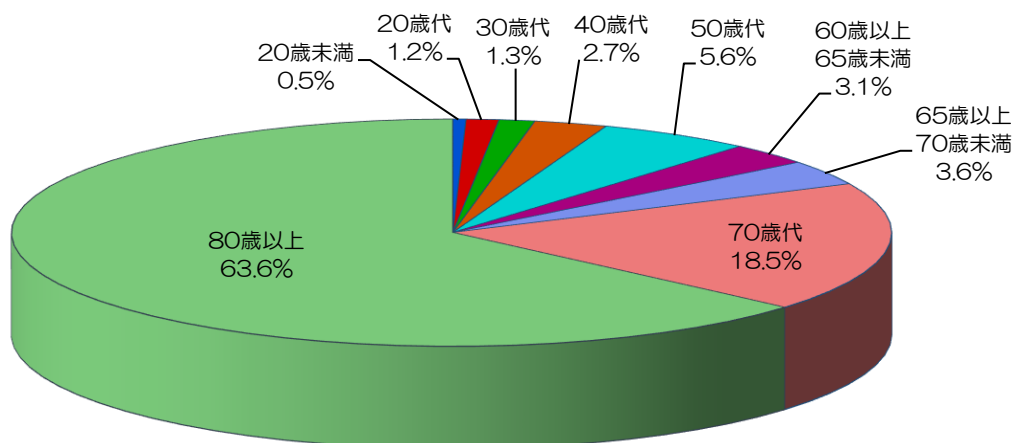
- 本人の男女別割合は、男性が約43.7%、女性が約56.3%である。
- 男性では、80歳以上が最も多く全体の約35.0%を占め、次いで70歳代の約28.0%となっている。
- 女性では、80歳以上が最も多く全体の約63.6%を占め、次いで70歳代の約18.5%となっている。
- 本人が65歳以上の者は、男性では男性全体の約71.6%を、女性では女性全体の約85.6%を占めている。

（資料6） 本人の男女別・年齢別割合

（男性）



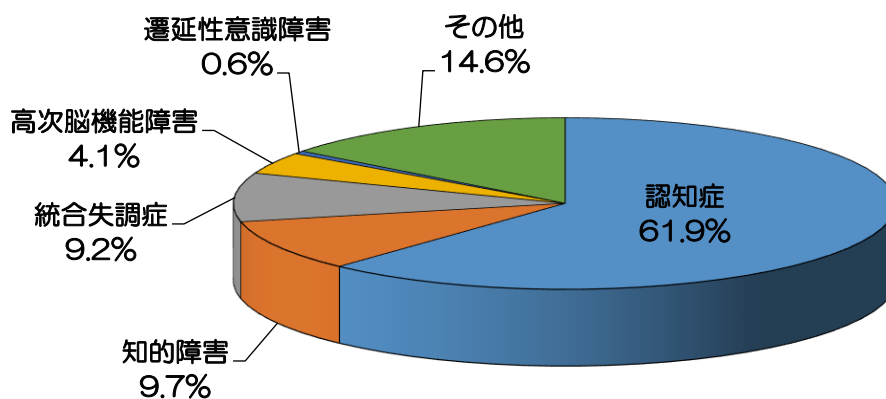
（女性）



（注） 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち認容で終局した事件を対象とした。

(参考資料) 開始原因別割合

- 開始原因としては、認知症が最も多く全体の約61.9%を占め、次いで知的障害が約9.7%、統合失調症が約9.2%の順となっている。

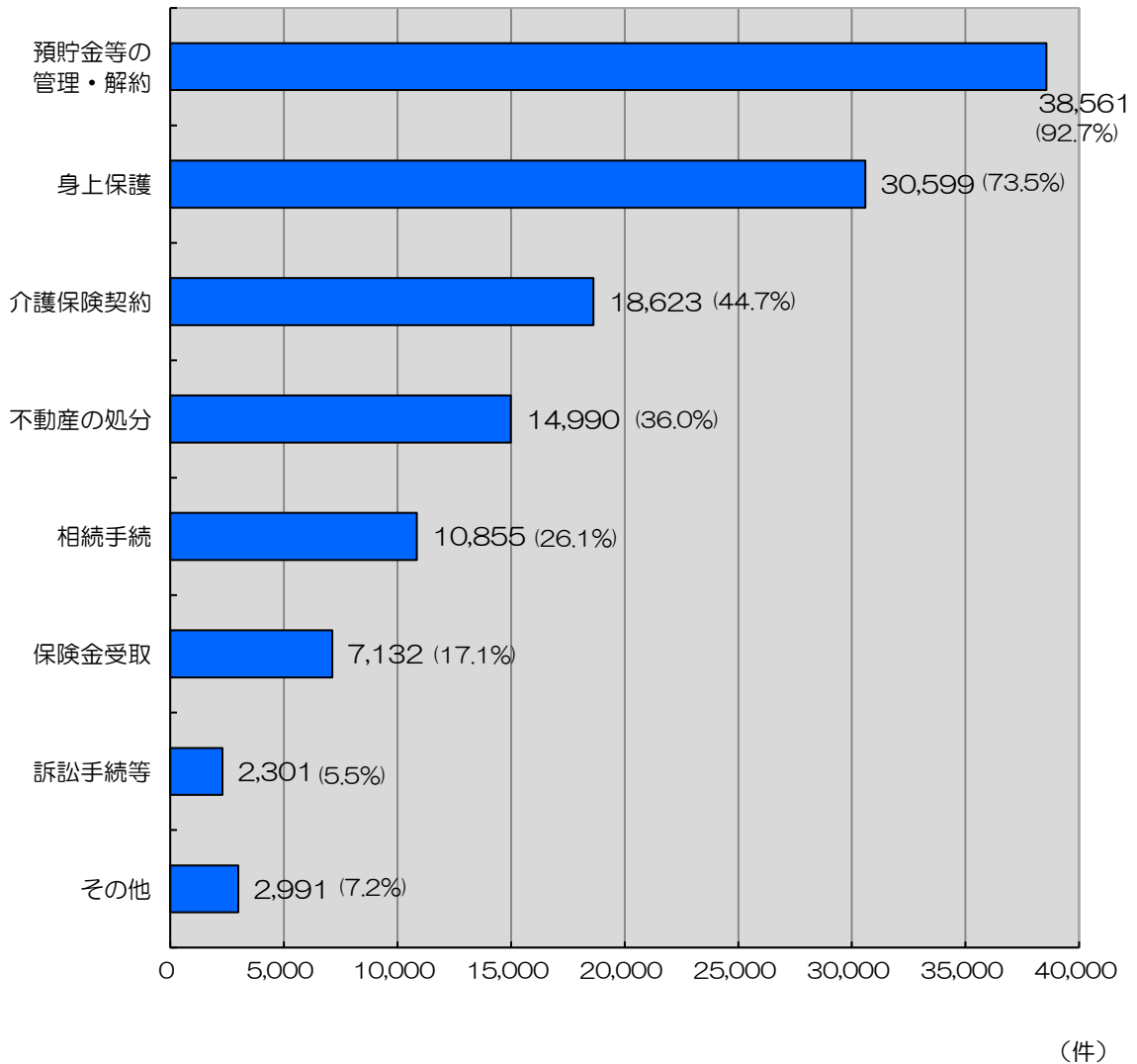


- (注1) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち認容で終局した事件を対象としている。
- (注2) 各開始原因は、各事件において提出された診断書等の記載に基づいて分類している。
- (注3) 開始原因「その他」には、発達障害、うつ病、双極性障害、アルコール依存症・てんかんによる障害等が含まれる。
- (注4) 開始原因については平成29年から調査を開始している。

6 申立ての動機について（資料7）

- 主な申立ての動機としては、預貯金等の管理・解約が最も多く、次いで、身上保護となっている。

（資料7） 主な申立ての動機別件数・割合

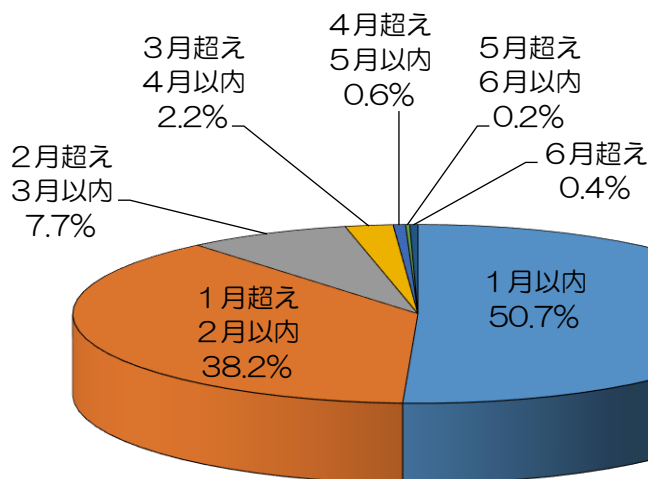


- （注1） 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。
（注2） 1件の終局事件について主な申立ての動機が複数ある場合があるため、総数は、終局事件総数（41,620件）とは一致しない。
（注3） 割合は、終局事件総数を母数としたものである。

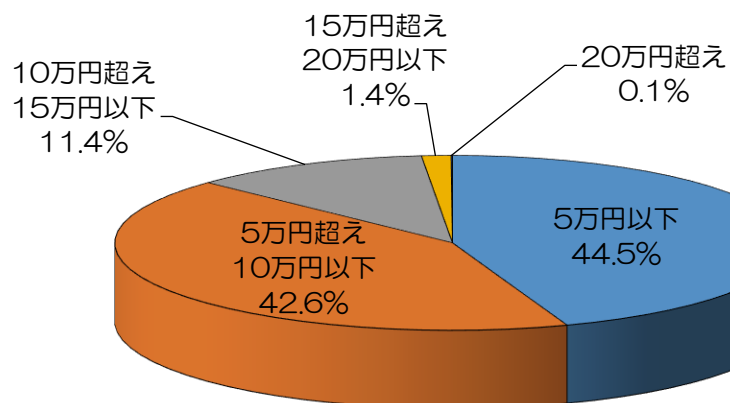
7 鑑定について（資料8、9）

- 成年後見関係事件の終局事件のうち、鑑定を実施したものは、全体の約3.8%（前年は約4.5%）であった。
- 鑑定の期間については、1か月以内のものが最も多く全体の約50.7%（前年は約53.5%）を占めている。
- 鑑定の費用については、5万円以下のものが全体の約44.5%（前年は約42.9%）を占めており、全体の約87.1%の事件において鑑定費用が10万円以下であった（前年は約85.3%であった。）。

（資料8） 鑑定期間別割合



（資料9） 鑑定費用別割合



8-1 成年後見人等と本人との関係について（資料10-1）

- 成年後見人等（成年後見人、保佐人及び補助人）と本人との関係をみると、配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族が成年後見人等に選任されたものが全体の約17.1%（前年は約18.1%）となっている。
- 親族以外が成年後見人等に選任されたものは、全体の約82.9%（前年は約81.9%）であり、親族が成年後見人等に選任されたものを上回っている。
- 成年後見人等と本人との関係別件数とその内訳の概略は次のとおりである。

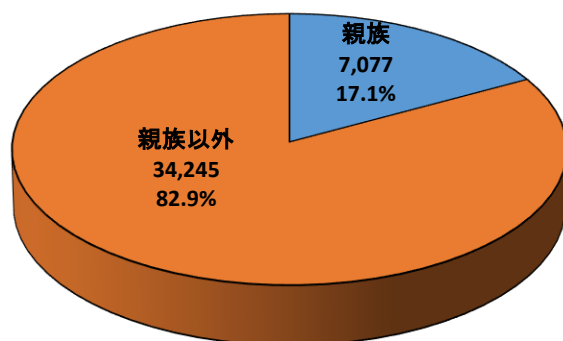
関係別件数（合計）	41,322件（前年40,731件）
親族	7,077件（前年7,381件）
親族以外	34,245件（前年33,350件）
うち弁護士	8,794件（前年8,925件）
司法書士	11,875件（前年11,984件）
社会福祉士	6,873件（前年6,133件）
市民後見人	331件（前年343件）

（注1） 後見等開始と同時に成年後見人等が選任された場合の数値であり、後見等開始の後に成年後見人等が選任された事件は含まれていない。

（注2） 関係別件数とは、成年後見人等が該当する「関係別」の個数を集計したものであり、1件の終局事件について複数の成年後見人等がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、認容で終局した事件総数とは一致しない。

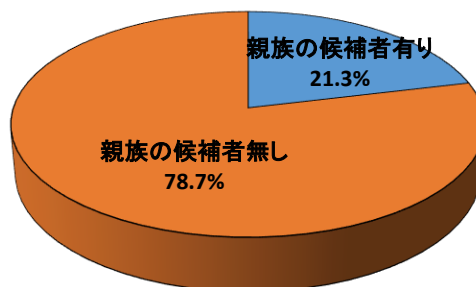
（資料10-1） 成年後見人等と本人との関係別件数・割合

① 親族、親族以外の別

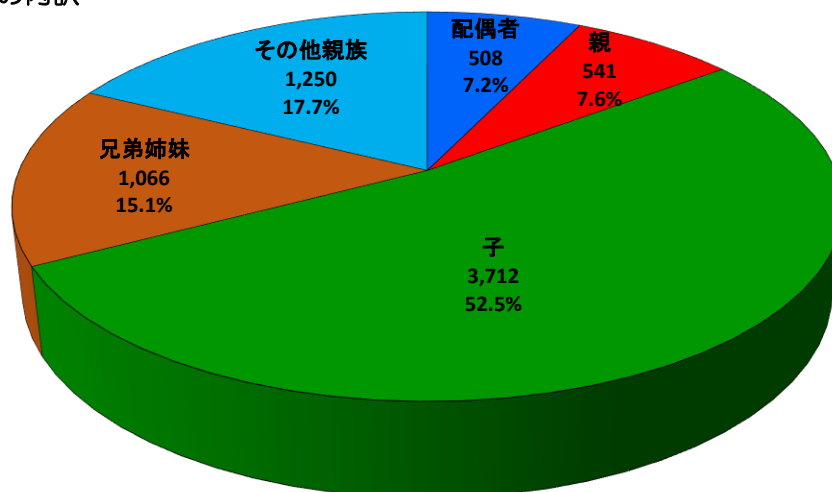


（参考資料） 成年後見人等の候補者について

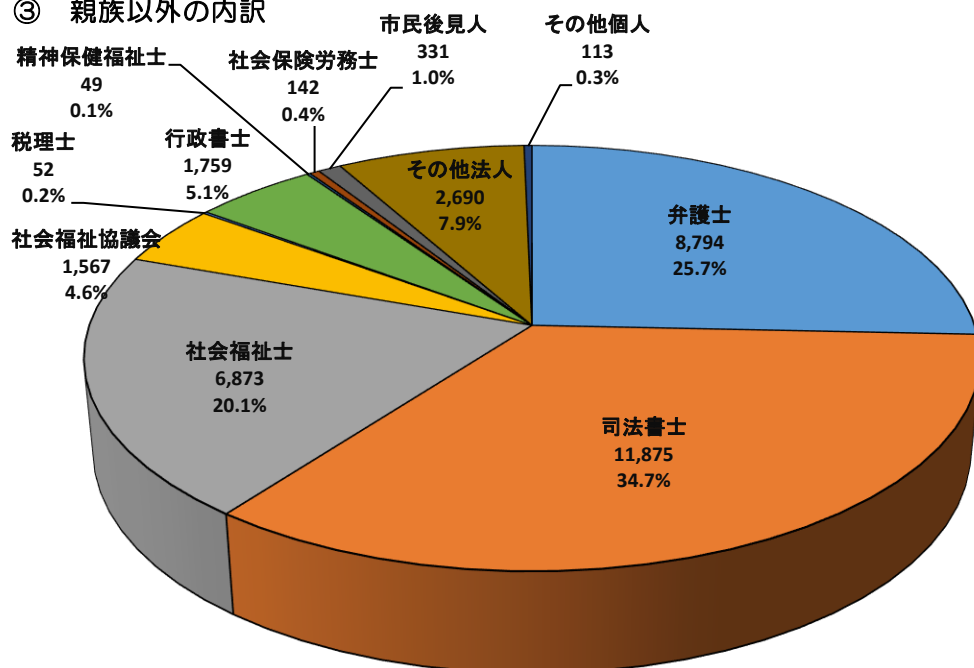
- 令和6年1月から12月までに認容で終局した後見開始、保佐開始及び補助開始の各審判事件のうち、親族が成年後見人等の候補者として各開始申立書に記載されている事件の割合は、約21.3%である。



② 親族の内訳



③ 親族以外の内訳



(注3) その他親族とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く親族をいう。

(注4) 弁護士、司法書士、税理士及び行政書士の数値は、各法人をそれぞれ含んでいる（その内訳は、弁護士法人339件、司法書士法人849件、税理士法人0件、行政書士法人34件であった。）。

(注5) 市民後見人とは、弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士、精神保健福祉士及び社会保険労務士以外の自然人のうち、本人と親族関係（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族）及び交友関係がなく、社会貢献のため、地方自治体等（※1）が行う後見人養成講座などにより成年後見制度に関する一定の知識や技術・態度を身に付けた上、他人の成年後見人等 になることを希望している者を選任した場合をいう（※2、3）。

※1 地方自治体の委嘱を受けた社会福祉協議会、NPO法人、大学等の団体を含む。

※2 市民後見人については平成23年から調査を開始しているが、同年及び平成24年の市民後見人の数値は、各家庭裁判所が「市民後見人」として報告した個数を集計したものである。

※3 当局実情調査における集計の便宜上の定義であり、市民後見人がこれに限られるとする趣旨ではない。

8-2 成年後見監督人等が選任された事件数について（資料10-2）

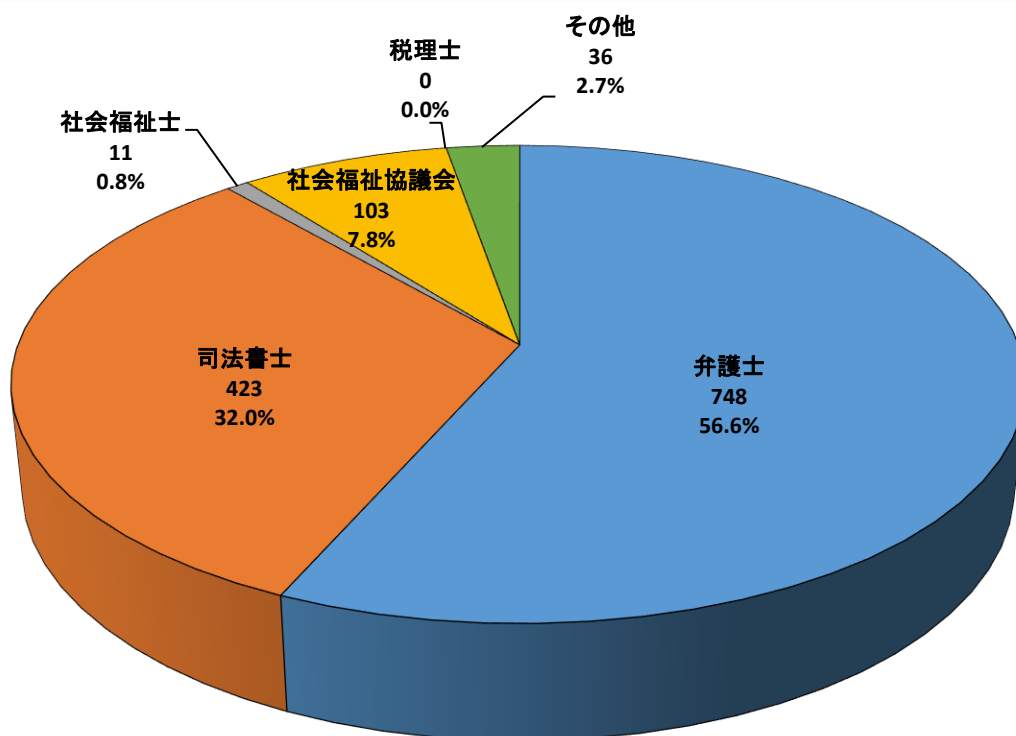
- 認容で終局した後見開始、保佐開始及び補助開始事件（38,788件）のうち、成年後見監督人等（成年後見監督人、保佐監督人及び補助監督人）が選任されたものは1,321件であり、全体の約3.4%（前年は約3.4%）である。

- 成年後見監督人等が選任された件数とその内訳は次のとおりである。

件数（合計）	1,321件（前年 1,287件）
弁護士	748件（前年 632件）
司法書士	423件（前年 482件）
社会福祉士	11件（前年 14件）
社会福祉協議会	103件（前年 120件）
税理士	0件（前年 1件）
その他	36件（前年 38件）

（注1） 後見等開始と同時に成年後見監督人等が選任された事件数であり、後見等開始の後に成年後見監督人等が選任された事件は含まれていない。

（資料10-2） 成年後見監督人等が選任された件数、成年後見監督人等の内訳・割合



（注2） 弁護士、司法書士及び税理士の数値は、各法人をそれぞれ含んでいる（その内訳は、弁護士法人0件、司法書士法人13件、税理士法人0件であった。）。

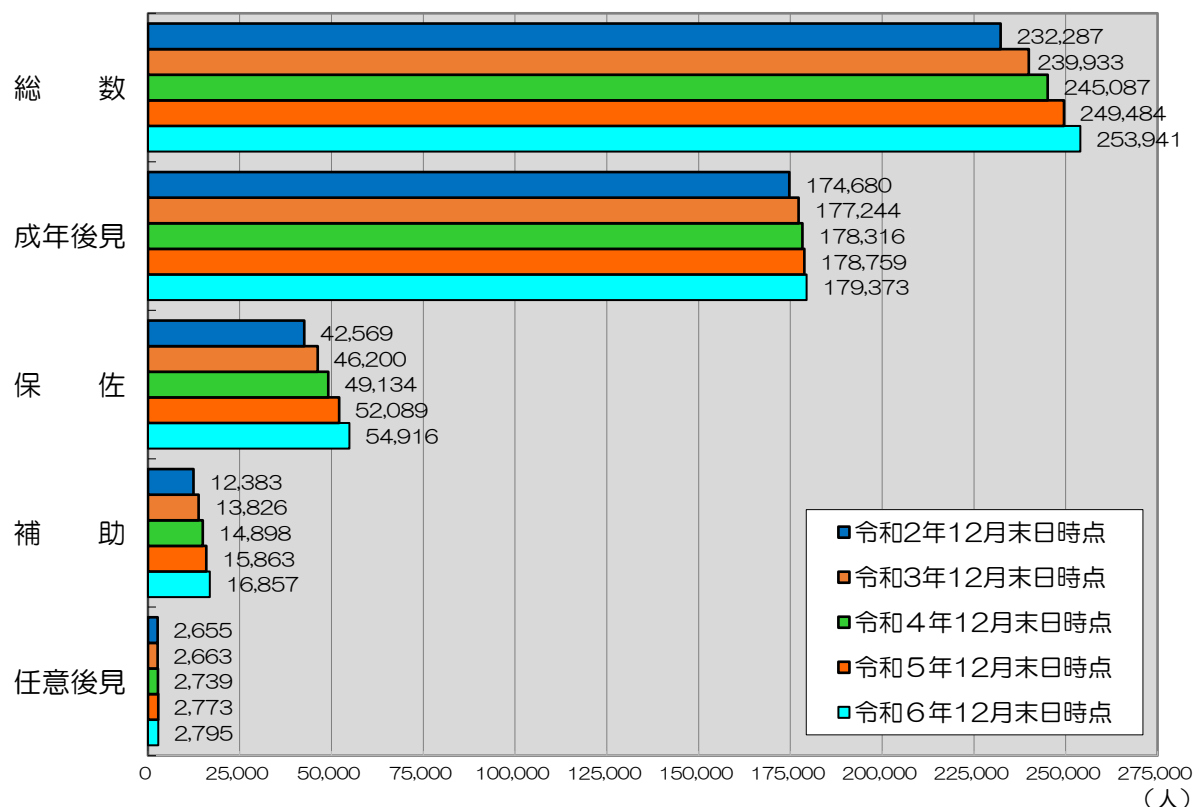
（注3） 「その他」には、弁護士法人、司法書士法人、税理士法人以外の法人等が含まれる。

（注4） 成年後見監督人等については令和2年から調査を開始している。

9 成年後見制度の利用者数について（資料 1 1）

- 令和6年12月末日時点における、成年後見制度（成年後見・保佐・補助・任意後見）の利用者数は合計で253,941人（前年は249,484人）であり、対前年比約1.8%の増加となっている。
- 成年後見の利用者数は179,373人（前年は178,759人）であり、対前年比約0.3%の増加となっている。
- 保佐の利用者数は54,916人（前年は52,089人）であり、対前年比約5.4%の増加となっている。
- 補助の利用者数は16,857人（前年は15,863人）であり、対前年比約6.3%の増加となっている。
- 任意後見の利用者数は2,795人（前年は2,773人）であり、対前年比約0.8%の増加となっている。

（資料 1 1） 成年後見制度の利用者数の推移



（注） 成年後見制度の利用者とは、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判がされ、現に成年後見人等による支援を受けている成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに任意後見監督人選任の審判がされ、現に任意後見契約が効力を生じている本人をいう。